

青森地方裁判所委員会（第36回）議事概要

1 日時 令和4年7月1日（金）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（50音順、敬称略）

秋田弘行、小山田文泰、加藤亮、小池忠太、斉藤尚、鈴木義和、月舘法弘、
橋端智和、山鹿高紀、山田秀隆

(2) 説明者

寺尾亮刑事部総括裁判官、高橋信宏地裁事務局長、渡邊健彦刑事首席書記
官、伊藤光幸刑事訟廷管理官

4 議事

(1) 開会

(2) 加藤地裁所長挨拶

(3) 退任委員の紹介（敬称略）

源新明、佐藤健一、田邊三保子、野呂文人

(4) 新委員の紹介（敬称略）

秋田弘行、加藤亮、斉藤尚、山田秀隆

(5) 委員長指名（地方裁判所委員会規則第6条1項）

委員の互選により、地方裁判所委員会委員長として加藤亮委員を選出した。

(6) 協議テーマ

裁判員制度における広報活動について

(7) 意見交換の要旨（◎委員長、○委員、□説明者）

意見交換に先立ち、青森地裁における裁判員制度に関する広報活動の状況等
についての説明を行った。

◎ 裁判所の広報について、分からないところはないか。

- 出前講義は学校以外に企業にも行っているのか。
- 昨年度の実績は、弘前大学、八戸市鷗盟大学及び七戸中学校と、学校のみであるが、出前講義は企業も対象としている。

- 子供から大人まで幅広い世代に広報活動を行っていることが分かった。
この委員会のためにパンフレットを読んだが、なかなか自分から進んで裁判員制度について学ぼうと意識したことはない。社会人に向けた出前講義を行ってもらいたいと思った。

弊社では、認知症サポーターの方が「認知症サポーター」の普及のため、毎年出前講義に来られ、認知度が高まったと思う。毎年開催されるが、全員ではなく未受講者を対象に行うため、参加者の負担はあまりないと思われる。毎年開催することで、浸透してきたと感じている。

- 成人が18歳からとなり、消費行動が大きな課題となっている。青森県消費生活センターでは、消費者トラブルにあわないように啓発活動を行っている。裁判員制度についても、若年者に対する活動を行い、若いうちから考えるようになればよいと思う。

また、青森県消費生活情報ネットワークに参加していただいた企業に対して、詐欺、売買トラブル等の事案をパンフレット等で情報提供している。従業員の家庭でも話題にしている。

- ◎ 弁護士会及び検察庁での裁判員制度の広報活動を紹介してもらいたい。
- 検察庁でも出前講義は行っているが、新型コロナの影響から、ここ2年くらいは対面方式の実施は少なくなっていたのが実情である。対面方式はコロナの状況を見ながらであるが、それ以外に、中高生から質問票をいただき、それに回答する形で行ったこともある。
- 弁護士会では、模擬裁判や出前講義を行っていたが、最近は行っていない。コロナが落ち着いてくれば対面方式で行う予定である。
- ◎ 広報を見てもらうためのアイデアはあるか。

- 小中高の道德教育用の教材を作ったかどうか。例えば模擬裁判などの題材をコンパクトに○×形式にするなども考えられる。企業に対する協力依頼は行っているようなので、若年者や社会の方に勧めて定着していけばよいと思う。

裁判員の参加率を上げるには、土日に裁判審理をするのはどうか。

また、裁判員に選ばれると、被告人の人生を決める選択をするのが怖いと思っている方も多いただろうから、日本の裁判は三審制であるため恐れずに参加しようという声があれば、参加率をあげることができると思う。

- 実際に裁判員の方からそのような意見はある。その際に説明しているのは、裁判で結論を決めるのは、裁判員 6 人及び裁判官 3 人の合計 9 人で話し合って決めるので、意見をどんどん出していただき、もしも判決に不服があれば、高裁で審査することができるため、不安に思うことはない。出前講義の際にも同じように説明している。

- ◎ 裁判員の辞退率は、どのような現状か。

- 青森地裁では、令和元年度 71.4%、令和2年度 71.9%となっている。全国平均は、令和元年度 66.7%、令和2年度 66.3%となっており、青森地裁は全国平均より高いといえる。

- ◎ この辞退率は、裁判員裁判を実施するのが困難だというものではないが、今後効果的に参加していただくために、何かアイデアはないか。

- ターゲットを絞ったかどうか。例えば、裁判員候補者には、パンフレットを送付する以外に裁判員経験者との意見交換会の内容を説明すれば、安心して参加していただけるのではないか。また、18歳を対象とするのであれば、高校1、2年生を対象に出前講義などで説明をすればいいのではないか。その際は、教育委員会に働きかけたらどうか。

- ◎ 学校における出前講義は、多数の企業から学校に申込みがある中、裁判所を選んでいただくためにはどのようにすればよいか。

- 小・中・高・大学、学種によって裁判員制度の広報の方法を変えたらどうか。
- 司法書士会では高校生を対象に高校生法律講座を行っている。各高校宛てに出前講座の案内を一斉に発出し、平均10校前後の依頼がある。消費者関係、契約関係、お金の問題、雇用等これから社会に出ていくにあたっての依頼が多い。最近では、18歳から成人になることについての解説の要望が多い。裁判員制度の広報も、18歳から成人になる話に絡めて案内するのはどうか。
- 青森放送では、小学校で本の読み聞かせ事業を行っている。アナウンサーが小学校へ赴き、本や紙芝居を読んでいるが好評である。裁判員制度の広報としては、中学生を対象とする場合には中学生向けの動画を準備するなどしたらどうか。

ウェブの活用も行っており、読み聞かせ事業のウェブ配信によりたくさんの方に見ていただいている。

(8) 次回開催期日及びテーマ

令和5年2月9日（木）午後1時30分から

テーマは、追ってお知らせする。

(9) 閉会